

告示

埼玉県告示第八百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク狭山北入曾店

埼玉県狭山市入間川字三千百四十一番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 当該エリアは狭山市立御狩場小学校、同山王中学校の学区であるとともに、同富士見小学校、同狭山台中学校の学区の境界に面しており、工事中や店舗開店後は交通量の増加が予想されます。ついては、登下校時に周辺道路を利用する児童・生徒の安全を確保されますようご配慮いただくとともに、交通誘導員の配置数、配置場所、配置時間などをご教示いただきますようお願いいたします。

(2) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条（駐車場の利用者への周知）に基づき、二十台以上の駐車場に関しては、利用者に対してアイドリングストップの周知を図ってください。

(3) 同条例第五十条第一項第四号に該当する駐車場（二十台以上の駐車場）となつているため、同条例施行規則第三十一条第一項第十一号に定める規制基準、並びに同条例第六十六条第一項に該当する小売店営業（店舗面積が五百㎡以上）であるため、同条例施行規則第四十七条第一項に定める規制基準を遵守し、周辺住民からの苦情には誠実に対応願います。

(4) 給排気口及び冷凍・冷蔵・空調用室外機の騒音が問題となることがあるため、周辺住民から苦情が発生した場合には誠実な対応を願います。

(5) 排気口等から発生する悪臭が問題となることがあるため、周辺住民から苦情が発生した場合には誠実な対応を願います。

(6) 夜間照明に起因する光害が発生しないよう、近隣への配慮を願います。

二 縦覧期間

令和六年七月二十六日から令和六年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県西部地域振興センター